

○愛西市文化会館の管理及び運営に関する規則

平成23年11月1日

教育委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例（平成23年愛西市条例第9号。以下「条例」という。）に基づき、愛西市文化会館（以下「会館」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 会館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎週月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）の翌日。（当該翌日が休日の場合は、休館日とする。なお、当該翌日が土曜日及び日曜日の場合は除く。）

(3) 12月28日から翌年1月4日まで

2 愛西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(利用時間)

第3条 会館の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、利用時間を変更することができる。

(利用許可の申請)

第4条 条例第6条第1項の規定により会館の利用許可を受けようとする者は、文化会館利用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を教育委員会（条例第4条第2項の規定により教育委員会が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）がある場合にあっては、指定管理者。第7条、第17条及び第18条を除き、以下同じ。）に提出しな

なければならない。

2 申請書の提出期間は、次のとおりとする。

(1) ホール及びホールに附随する施設は、利用日の12箇月前の月の初日（土曜、日曜、祝日、休日及び休館日に当たるときは、翌日）から7日前までとする。

(2) 前号のホール及びホールに附随する以外の施設は、利用日の3箇月前の月の初日（土曜、日曜、祝日、休日及び休館日に当たるときは、翌日）から3日前までとする。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（利用許可書の交付）

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請書を受理し、これを審査し、適当と認めるときは、文化会館利用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付する。

（利用許可の変更）

第6条 会館の利用を許可された者（以下「利用者」という。）は、利用許可された事項を変更しようとするときは、文化会館利用許可変更申請書（様式第1号。以下「変更申請書」という。）に許可書を添えて、利用日の3日前までに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、変更申請書を受理し、これを審査し、適当と認めるときは、文化会館利用変更許可書（様式第2号。以下「変更許可書」という。）を交付する。

3 前項の規定により利用許可の変更を認めた場合において、当該利用者が納付すべき使用料に不足が生じたときは、当該利用者は、その不足額を納付しなければならない。

（許可書及び変更許可書の提示）

第7条 利用者は、会館を利用するときは、許可書又は変更許可書を携帯し、

教育委員会の職員（以下「職員」という。）又はその管理の委託を受けた者に提示し、その指示を受けなければならない。

（利用期間の制限）

第8条 会館の利用期間は、5日（休館日を含む。）を超えて同一利用者が引き続き利用することはできない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（利用許可の取消し）

第9条 利用者が利用許可の取り消しをしようとするときは、文化会館利用許可取消届（様式第3号）に許可書又は変更許可書を添えて、利用日の3日前までに教育委員会に提出しなければならない。

（使用料の減免）

第10条 条例第12条の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、文化会館使用料減免申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、使用料の減免を受けることのできるのは、営利を目的とせず、かつ入場料等を徴収しない場合であって、次の各号に掲げる減免の区分に応じ、当該各号に定めるときとする。

（1） 免除 次に掲げる事項のいずれかに該当するとき。

ア 市が、その行政目的のために利用すること。

イ 市が、主催又は共催する事業のために利用すること。

ウ 市内で活動する団体が、行政活動の協力目的等のために利用すること。

エ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する公立学校のうち、市内の小学校（特別支援学校の小学部を含む。）又は市内の中学校（特別支援学校の中学部を含む。）が教育目的のために利用すること。

（2） 減額（当該使用料に10分の3を乗じて得た額。ただし、当該金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。） 次に掲

げる事項のいずれかに該当するとき。

ア 市内の保育所、幼稚園その他これらに類するものが、保育、教育等の目的のために利用すること。

イ 市内の私立学校又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する公立学校のうち、市内の高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）が教育目的のために利用すること。

ウ 市の補助団体等が利用すること。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、使用料を減免することができる。

（使用料の還付）

第11条 条例第13条ただし書の規定による使用料の還付の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 条例第10条第1項に該当し、教育委員会が許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき 使用料の全額

（2） 利用者が第9条による利用許可の取消しを申請した場合において、教育委員会が相当の理由があると認めるとき 使用料の全額

（3） 利用者が、自己の責めに帰すことができない理由により利用できなくなったとき 使用料の全額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、文化会館使用料還付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（入館の禁止等）

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

（1） 感染症の疾病のある者

（2） 酒気を帯びていると認められる者

（3） 会館の秩序を乱し、又は乱すおそれのある者

（4） その他管理運営上、必要な指示に従わない者

(利用者及び入館者の遵守事項)

第13条 利用者及び入館者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会館の秩序を保持するため、責任者を置くこと。
- (2) 許可された施設以外への立入りはしないこと。
- (3) 定員が定められている施設には、定員を超える人員を入場させないこと。
- (4) 所定の場所以外において、飲食、喫煙又は火気を使用しないこと。
ただし、舞台演出効果等の理由により、やむを得ず火気を使用する場合には、利用日の14日前までに消防長（消防署長）の承認を受けた後、教育委員会の承諾を受けること。
- (5) 他人に危害を加え、又は迷惑となる物品、動物の類を携帯若しくは連行しないこと。
- (6) 建物、附属設備又は備品を損傷し、又は滅失しないこと。
- (7) 備品等を許可なく他へ移動させないこと。
- (8) 会館内外の清潔保持に努め、特に利用者は、利用時間終了までに施設の整理整頓を行うこと。
- (9) 許可を受けないで、会館の建物又は敷地内において、物品等の販売、広告類の掲示及び配布、寄附金の募集並びに署名活動等をしないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、管理運営上必要な指示に反する行為をしないこと。

(利用終了後の届出)

第14条 利用者は、会館の利用を終えたとき、直ちに施設を原状に回復し、職員に届け出て、その点検を受けなければならない。

(損傷又は滅失の届出)

第15条 利用者が会館の建物又は附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(職員の指示等)

第16条 教育委員会は、会館の秩序の維持及び施設の管理運営上、必要があると認めるときは、利用の許可をした場所等に職員を立ち入らせ、利用の状況を調査し、指示することができる。

2 利用者は、正当な理由がない限り、前項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第17条 条例第4条第2項の規定により教育委員会が指定管理者に会館の管理を行わせる場合における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第3項、第10条 (見出しを含む。)及び 第11条(見出しを含む。)	使用料	利用料金
第7条	教育委員会の職員(以下 「職員」という。)	指定管理者
第10条第1項	条例第12条	条例第14条第6項の規定により準用する条例第12条
第11条第1項	条例第13条ただし書	条例第14条第6項の規定により読み替えて準用する条例第13条ただし書
第11条第2項	市長	指定管理者
第14条及び第16条の	職員	指定管理者

見出し		
第 1 6 条第 1 項	職員を立ち入らせ	立ち入り

(その他)

第 1 8 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

(愛西市教育長に対する事務委任規則の一部改正)

2 愛西市教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年愛西市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(経過措置)

3 この規則の施行日の前日までに、愛西市公民館の設置及び管理に関する規則の規定によりなされた佐屋公民館の使用に関する処分、手続きその他の行為は、この相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 2 8 年 4 月 1 日教委規則第 2 号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び附則第 3 項の規定は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の愛西市文化会館の管理及び運営に関する規則第 1 1 条の規定は、平成 2 9 年 4 月 1 日以後の文化会館の利用に係る減免申請について適用し、同日前の文化会館の利用に係る減免申請については、なお従前の例による。

3 第 2 条の規定による改正後の愛西市文化会館の管理及び運営に関する規則第 1 1 条の規定は、平成 3 2 年 4 月 1 日以後の文化会館の利用に係る減

免申請について適用し、同日前の文化会館の利用に係る減免申請については、なお従前の例による。

附 則（令和３年３月１日教委規則第１号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和４年１月６日教委規則第６号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和６年５月２日教委規則第３号）

この規則は、令和６年５月７日から施行する。

様式第1号(第4条・第6条関係)

※受付番号	第 号
※受付年月日	年 月 日

文化会館利用許可(変更)申請書			
年 月 日			
(宛先)愛西市教育委員会			
申請者 団 体 名 住 所 氏 名 電話番号			
次のとおり利用(許可の変更)したいので申請します。			
利 用 日 時	年 月 日～ 年 月 日 (日間) 午前 時 分～ 午前 時 分 午後 時 分		
催 物 の 名 称 (催物案内用)			
利 用 目 的 (変更理由)			
利 用 施 設 (会議室名)			
利用附帯設備			
利 用 氏 名		電話番号	
責任者	住 所		
利用予定人員 (入場予定者数)	人		
入場料等の有無	あ り (円) ・ な し		
営利目的の有無	あ り ・ な し		
使 用 料	施 設	円	
備 考			※領収金額確認欄

※に記入しないでください。

様式第2号(第5条・第6条関係)

第 年 月 日		
文 化 会 館 利 用 (変 更) 許 可 書		
申請者 団 体 名 住 所 氏 名 電話番号		
愛西市教育委員会 印		
次のとおり文化会館利用を許可します。		
利 用 日 時	年 月 日～ 年 月 日 (日間) 午前 時 分～ 午前 時 分 午後 午後	
催 物 の 名 称 (催物案内用)		
利 用 目 的 (変更理由)		
利 用 施 設 (会議室名)		
利用附帯設備		
利 用 責任者	氏 名	電話番号
	住 所	
利用予定人員 (入場予定者数)	人	
入場料等の有無	あ り (円) ・ な し	
営利目的の有無	あ り ・ な し	
使 用 料	施 設	円
許 可 の 条 件		
備 考		

様式第3号(第9条関係)

※受付番号	第 号
※受付年月日	年 月 日

文化会館利用許可取消届	
年 月 日	
(宛先)愛西市教育委員会	
申請者 団 体 名 住 所 氏 名 電話番号	
次のとおり文化会館の利用を取り消したいので届け出ます。	
利 用 日 時	年 月 日～ 年 月 日 (日間) 午前 時 分～ 午前 時 分 午後 時 分
催 物 の 名 称 (催物案内用)	
利 用 施 設 (会議室名)	
取 消 理 由	
添 付 書 類	文化会館利用(変更)許可書
許可書発行番号 及 び 年 月 日	第 号 年 月 日
備 考	

※に記入しないでください。

様式第4号(第10条関係)

※受付番号	第 号
※受付年月日	年 月 日

文化会館使用料減免申請書		
年 月 日		
(宛先)愛西市長		
申請者 団体名 住所 氏名 電話番号		
次の事由のため使用料の免除・減額を申請します。		
利用団体		
利用日時	年 月 日～ 年 月 日 (日間) 午前 時 分～ 午前 時 分 午後 午後	
催物の名称		
利用目的及び 減免事由		
利用施設 (会議室名)		
利用予定人員 (入場予定者数)	人	
使用料	施設	円
免除額・減額	円	
※評価		
備考		

※に記入しないでください。

様式第5号(第11条関係)

※受付番号	第 号
※受付年月日	年 月 日

文化会館使用料還付請求書	
年 月 日	
(宛先)愛西市長	
申請者 団 体 名 住 所 氏 名 電話番号	
次のとおり文化会館使用料の還付を請求します。	
利 用 日 時	年 月 日～ 年 月 日 (日 間) 午前 時 分～ 午前 午後 時 分
許可書発行番号 及 び 年 月 日	第 号 年 月 日
使 用 料	円
使 用 料 納 入 年 月 日	年 月 日
還 付 請 求 額	円
還 付 請 求 理 由	
領 収 書 金 円 上記の金額を領収しました。 年 月 日 還付金 住 所 受取者 氏 名	

※に記入しないでください。

様式第 1 号（第 4 条・第 6 条関係）

様式第 2 号（第 5 条・第 6 条関係）

様式第 3 号（第 9 条関係）

様式第 4 号（第 1 0 条関係）

様式第 5 号（第 1 1 条関係）